

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

滋賀県障害者施策推進協議会会長 北野誠一様

滋賀県障害者福祉プランへの提言

平成23年8月23日

滋賀県内の障がい児者家族・当事者に関する支援の検討会

構成団体：滋賀県障害児者と父母の会連合会

公益社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会

NPO法人 滋賀県精神障害者家族会連合会

滋賀県自閉症協会

社会福祉法人 滋賀県障害児協会

現行プロジェクトの抱える課題、進捗状況を鑑みての評価を行う事で、当支援検討会からの次期福祉プランへの提言といたします。

さらに、国が新たに制定されようとする改正障害者基本法、障害者総合福祉法（仮称）に準拠された方向性を次期プランに盛り込まれることを希望いたします。

また、その法律の重要な根拠となる「障害者権利条約」の掲げる精神（障害の定義・障害者への差別禁止・合理的配慮を施した社会の構築・あらゆる機会、社会への参加とインクルージョンの保障、等）を内包したものとなる事を希望いたします。

現行 7つの重点応援プロジェクト

- * “地域で暮らしたい”応援プロジェクト
- * “もっと働きたい”応援プロジェクト
- * “さまざまな活動がしたい”応援プロジェクト
- * “滋賀の障害者自立を応援する”緊急プロジェクト
- * “精神障害者の地域生活”応援プロジェクト
- * “発達障害者の地域生活”応援プロジェクト
- * “みんなで育む地域”応援プロジェクト

プラン作成にあたって、当事者の意見を事前に聞き取ったプラン、少なくとも公表される前に当事者を含めた公聴会を経たプロジェクトであるべきです。また、そのプランにおいては具体的な目標（数値も含め）やその達成度が把握できるものとされたい。

* “地域で暮らしたい”応援プロジェクト

戦略事業

1. 居住の場の確保・充実

- *居住の確保に至るには、整備されなければならない点がいくつもあります。その中でも新規に整備するには、土地および資金の確保が最も困難であり、民間のみでは解決できないところもあります。具体的な指針（土地貸与、借地条件、資金援助方法、補助金申請方法等）を示すべきです。
- *賃貸住宅に整備する場合も立地条件・バリアフリー整備や賃料等の格段の優先策を示すべきです。
- *強度行動障害や医療的ケアを必要とする方の利用も可能となるように、看護師配置や人員加算等を整備すべきです。また、医師による往診（巡回医療相談含む）、訪問看護師、ヘルパー派遣等規制緩和を図り、あらゆるネットワーク形成が可能とするべきです。
- *利用に当たっては、手帳主義ではなく、個人の支援の必要度で可能とするべきです。さらに、利用に際しては緩やかに地域移行できるように自立体験ホームの設置や退院・退所に向けた利用訓練が出来る体制とすべきです。

2. 日中活動の場の確保・充実

- *いかなる事業であっても、運営が成り立つことが最低条件です。運営には、人件費・送迎にかかる費用・突然の利用辞退に伴う利用料補てん等、事業にかかるあらゆる項目での助成が必要です。それらを総じて運営が成り立つ事が重要です。
- *利用者の重度化に伴い（特に医療的ケアを必要とする場合等）、看護師配置や巡回医療相談が可能となる体制整備が必要です（施設体系による給付ではなく、個人の障害程度に合わせた給付とされるべきです）。
- *既存の活動ではなく、「余暇支援としてのたまり場」であったり、慣れた作業所での夜間利用が可能となる「24時間対応・医療つきセンター（ショート・ミドルステイ含む）」の整備も検討してください。

3. 相談支援体制の充実

- *ケアマネ従事者の設置義務化（ケアプラン作成支援費等の設置含む）と個別支援会議（顔の見える支援会議となるように、現行の地域自立支援協議会の発展）の構築。
- *事案解決には障害者団体の参画も重要であり、そのネットワークづくりと支援が必要。
- *いつでも（相談窓口常設）・気軽に（物理的・精神的バリアフリー化）相談できる体制（そのためには当事者や保護者の参画（ピア・ペアレントカウンセリング）が重要）、場合によっては訪問相談も受けられる体制構築。

4. 退所・退院への支援

* 緩やかに地域移行できるように自立体験ホームの設置や退院・退所に向けた利用訓練が出来る体制とすべきです。さらに、体験型グループホームの職員が先乗りし、職員と共に地域生活に移行できるような細やかな制度が必要。

* 地域生活が永続されるよう、医療サポートの充実（往診を含む巡回医療相談等）・地域住民への理解促進・住居保障・所得保障・支援者の育成確保が必要。

* “もっと働きたい”応援プロジェクト

基本概念

* 就労に関する課題を構造的にとらえ、その課題を「統括・吟味する場」と「個別課題（職場の確保・人材育成・医療、心理支援等）の改善を図る場」の2階層でのシステムが必要ではないか。

* 職場の確保の実践には、公的機関（県庁や各種団体）での積極的雇用があるべき。

* 障害のある方の職場での合理的配慮の一環として、当事者の能力に応じた職場環境（バリアフリーはもちろんのこと、就労時間調整・職務内容調整・適切な休憩時間の保障等）の整備を官・民企業の中に義務付けること。さらに、企業と相談支援体制の連携強化を図るべき。

戦略事業

1. 共同作業所の運営基盤の強化

三障害一体となった運営を迫られる状況において、多様な障害状況に照らした運営が可能となる補助が必要。職員待遇改善も求められる。

2. 雇用の場の拡大

* 雇用の場を拡大する先駆けとして、県庁はじめ地方公共団体の障害者雇用の増員があるべき。また、法定雇用率が三障害同レベルとされたい。

* 一般就労には継続したジョブコーチの配置が必要。「ハコモノ」的な支援以上に人的支援が重要である。企業自身でもジョブコーチが配置できるような公的支援も必要。

* 障害のある方の職場での合理的配慮の一環として、当事者の能力に応じた職場環境（バリアフリーはもちろんのこと、就労時間調整・職務内容調整・適切な休憩時間の保障等）の整備を官・民企業の中に義務付けること。

3. 就労収入の向上

- * 事業所によるネットワーク（共同組合）の創設・運営補助により経営の合理化を図る。
- * 職員待遇改善も求められる。

4. 就労支援ネットワークの構築

- * 受け入れる企業と共に各センターの窓口においても「障害に対する認識」の共有が必要。特にハローワークと働き・暮らし応援センター間での障害理解と連携が求められ、さらに各ネットワークの中心的位置付けとなるべき。
- * 一般就労に向けた専門的サポート・ジョブコーチの増員が必要であり、さらに職場実習受入企業に対する助成が必要。

5. 労働と福祉の連携強化

- * 4. 5. 戦略事業の重複がある。そもそも細分されている事がおかしいのではないか。そのためか、抽象的なネットワーク構想であり、実態が分からない。
- * 労働と福祉を連携させるのではなく、そもそも障害者にとっては切り離せない関係である。仕事帰りに「憩いの場」に立ち寄る。といった一体化した運営が求められる。時代の先読みをした新しい「障害者の生き方」を提示していただきたい。

* “さまざまな活動がしたい” 応援プロジェクト

基本概念：

- * 活動の評価にある「活動充実指標」の回数の根拠はどこにあるのでしょうか。また、2回を目標とされている内容・根拠は何なのでしょうか。
- * 活動参加においても、多様な人間関係が構築できる活動であるべきです。
- * ボーダーのない環境の「ボーダー」とは何を意味したものでしょうか。

戦略事業

1. コミュニケーション支援等の充実

- * どのような会議や研修会、さらに公共機関・交通機関でも、多様な人々（視覚・聴覚・知的・行動・精神・言語障害等）が参加できるように徹底したコミュニケーション支援が必要です。
- * 合理的配慮が無いところは障害者の人権侵害である事を明記されたい。

2. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- *バリアフリー推進には先駆的な指針を取り入れている自治体も多い（パーキングパーミット制度、公共施設や交通機関でも分かりやすい表示（絵とひらがなを利用）等）。地域格差が生じないよう推進してください。
- *「障害者が外出しやすい、したくなるような環境とは？」など社会への共通理念の構築や、当事者の意見を取り入れる施策を推進してください。
- *三障害共通の各種割引制度としてください。

3. 社会参加活動の推進

- *ここに挙げられている社会参加活動は、偏っていないませんか。
- *障害者アートは障害者理解としての広報なのか、それとも特定の障害者の自立支援の一環でしょうか。学校や職場、自治会等で障害者と健常者との交流など、コラボレーションが推進できるような連携が必要。
- *訪問型の芸術との触れ合いの機会を提供してください。
- *外出時の移動支援は三障害対象とすべき。

4. ボランティア活動等の促進

- *ボランティアの育成が不十分。支援の前に育成に積極的に関るべき（特に障害児サマースクール等の長期休暇時のボランティアが足らない）。また、育成や支援には専門家のサポートは必須です。
- *障害のある人が自ら行うボランティアは地域生活にも重要なものです。積極的・永続的な支援を求めます。

* “滋賀の障害者自立を応援する”緊急プロジェクト（今回はすでに実施されている項目なので割愛します）

* “精神障害者の地域生活”応援プロジェクト

基本概念：

- *「出来る限り」の文言は削除してください。
- *「事業協力事業所」の達成率とその評価をお願いします。
- *生活の基盤に収入は欠かせません。作業所賃金があまりにも低い状況を改善してください。

戦略事業

1. 退院促進のための支援

- * 「精神障害に関する正しい知識を深めるための地域との交流事業」が最重要課題であり、障害理解が進まなければ上位の課題はクリア出来ない。
- * 障害者に対する人権啓発だけでは、社会的入院と言われる長期入院者を社会が受け入れる土壤醸成に間に合わない。「権利条約」にうたわれる「合理的配慮」の行き届いた社会構築に向けた具体的かつ戦力的な事業展開を望みます。
- * 居住の確保には、民間住宅の借り上げ、県営・市町営住宅の開放を望みます。
- * 精神障害者をサポートする支援者（訪問支援サービスを含む）の養成。

2. 相談支援体制の充実

- * 「精神科医による福祉相談」と「自立生活への相談支援」の関係性をどのように考えているのか。別々の相談で一人の生活が成り立つわけではない。
- * 障害児者に関する薬の知識を正しく得る機会を提供していただきたい。
- * 「地域での自立生活」の具体的事例を提示していただきたい。
- * 閉じこもりや引きこもりの当事者のために「訪問医療福祉サービス」の創設を望みます。

3. 精神科救急医療体制の充実

- * 滋賀県立精神保健医療センターが一般の精神科救急医療をとっていないと聞きます。受入病床の確保には最も積極的でなければならないのではないでしょうか。また、中核病院（県立・市民病院や赤十字病院等）に精神科が開設されていないところがあります。病床の確保には積極的になっていただきたい。
- * 24時間・365日体制で精神科医療（救急入院を含めて）を提供していただきたい。

* “発達障害者の地域生活”応援プロジェクト

基本概念：

生涯に渡って支援を必要とする障害児者への専門機関として「発達障害者支援センターいぶき」が県下に一か所しかないのは、不十分と言わざるを得ません。

戦略事業

1. 身近な地域での体制整備

- * 発達障害の理解促進には、具体的な事例を提示しながら行う事が重要です。特に災害時などは、災害弱者としての視点を理解していただく事が大切です。県民理解促進のための研修会や支援キーパーソン養成にはこのような具体的な視点で進めてください。また、地域の社協や民生委員などの研修にも生かしてください。
- * サービス調整会議（地域自立支援協議会）が充分稼働していません。早急に対策を進めてください。

2. 専門機能の充実

- * 「いぶき」の現状での活動内容の総括をしてください。その際、専門性には学術的なものだけではなく、支援全体（生活全体）に波及されたものである事を確認してください。
- * 県内に一か所の発達支援センターでは全く足りません。各福祉圏域に最低一か所の設置をお願いします。

3. 生涯を通じた支援体制の充実

- * 生涯を通じた支援体制の充実をうたっている項目ならば、「就学前から生涯に渡る個別支援計画による継続した支援」とされるべきです。
- * 課題を抽出し、その検討を進めるためには、支援専門スタッフが保育所・幼稚園・作業所等現場を巡回訪問する事が重要です。そのうえで、世話人や関係者とのネットワーク構築にかかる研修課題が明確になるべきです。
- * 継続した個別支援計画を統括推進するための管理責任者を明確にしてください。
- * 県域の支援関係者協議会と言うのは、どのようなものを指しているのでしょうか。提示してください。

* “みんなで育む地域”応援プロジェクト

基本概念：

- * 概念図には、地域での支援の輪が示されていますが、具体的な連携の概念が見えません。相談支援と社協・家族会活動と社協など個別の連携に何か手立てがあるのでしょうか。
- * 連携を完成させるには、理念的共有がなければ困難と思われます。糸賀思想など、一般的の子供・地域の人々にどれほど浸透しているのでしょうか。滋賀の文化に醸成されるべきと思います。そのような精神の成長があつてこそ統合理念や合理的配慮の重要性が理解できるものと思います。

戦略事業

1. 各活動への支援

*各団体への支援が網羅的に示されていますが、これで戦略と言えるのでしょうか。各団体やN P Oなどのネットワークがあり、それぞれが横串をさした仕組み作りが必要です。
*ボランティア活動に当事者が参加することで、共生社会の実現も可能となります。啓発的参加ともなります。是非推進してください。

2. 人材育成の推進

*福祉関係職員の離職率はいまだ高いままです。人材育成と同時に、現在ある人材の維持にも努めてください。
*ネットワークづくりの推進が人材育成の推進にどのように関係しているのか分かりません。
*顔の見えるネットワークの中心には、県障害者自立支援協議会があるべきです。協議会そのものの姿・形が当事者には見えていません。

3. 地域連携の強化

*県障害者自立支援協議会が担う相談支援体制とは何を指しているのでしょうか。自立支援協議会そのものの存在が当事者には見えていないのに、そこに地域連携を期待できるのでしょうか。
*N P Oやボランティア団体の得意とする分野（障害者のための相談支援事業も含む）で参画できる「場作り」が大切。
*地域連携の強化を集約する中心が「相談支援事業者」と言う事なのでしょうか。行政主導の連携強化は行われない?
*地域連携には情報の一元化や24時間サポート体制の整備が先に必要なではないでしょうか。

4. 相談支援事業の強化

- *当該項目は「地域で暮らしたい応援プロジェクト」の中の「相談支援体制の充実」と同じ内容ですが再掲される意味はどこにあるのでしょうか。福祉プランの全体像や構成が充分に整理・吟味されていない証です。
- *「相談支援の強化」を戦略とするならば、設置支援や設立支援ではなく、相談支援そのものの責任と義務の明確化を事業とするべきです。さらに、相談事案に対しての解決策を提示したのち、その策に対する第三者機関の評価も必要です。
- *障害者ケアマネは制度上存在していません。「その従事者等の設置支援」とは何を指しているのでしょうか。
- *相談事案解決のシステムは現在無いのでしょうか。地域自立支援センターはその任を負っていないのでしょうか。各圏域の自立支援協議会はどのような役目を負っているのでしょうか。